

第2章 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、多くの人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で重要な意義を有している。

交通安全意識を向上させ交通マナーを身につけるためには、人間の成長過程に合わせて生涯にわたる学習を促進して市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。また、人優先の交通安全思想の下、高齢者、障がい者等の交通弱者や子どもに関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることが重要である。

このため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。特に、高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、また、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発活動を強化する。また、地域の見守り活動等を通じ、地域ぐるみで高齢者の安全確保に取り組む。

さらに、自転車を使用することが多い児童生徒に対しては、将来、運転者として交通社会の一員になることを考慮し、自転車運転者講習制度の施行も踏まえ、道路交通の基礎知識及び交通安全意識の向上に係る教育を充実させる。

学校においては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき策定することとなっている学校安全計画により、児童生徒等に対し、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導を実施する。また、交通安全に関する指導を学習指導要領等に基づく関連教科・領域や道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動など、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に実施するよう努める。障がいのある児童生徒等に対しては、その障がいの特性を踏まえ、交通安全に関する指導に配慮する。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れるとともに、教材の充実を図り、インターネットを活用した実施主体間の相互利用を促進するなどして、市民自ら納得して安全な交通行動を実践する

ことができるよう、必要な情報を分かりやすく提供することに努める。

特に若者を中心とする層に対しては、交通安全に関する効果的な情報提供により交通安全意識の高揚を図るとともに、自らも主体的に交通安全の啓発活動等に取り組むことができる環境の整備に努める。

交通安全教育・普及啓発活動については、市、警察、学校、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれ特性を生かし、互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促す。特に、交通安全教育・普及啓発活動に当たる地方公共団体職員や教職員の指導力の向上を図るとともに、地域における民間の指導者を育成することなどにより、地域の実情に即した自主的な活動を促進する。

また、地域ぐるみの交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため、高齢者を中心に、子ども、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

さらに、交通安全教育・普及啓発活動の効果について、評価・効果予測手法を充実させ、検証・評価を行うことにより、効果的な実施に努めるとともに、交通安全教育・普及啓発活動の意義、重要性等について関係者の意識が深まるよう努める。

第1節 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(1) 幼児に対する体系的な交通安全教育の推進 (保育所(園) 市民部、交通安全協会)

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や実情に応じて基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

幼稚園・保育所及び認定こども園においては、幼稚園・保育所及び認定こども園単位で結成されている幼児交通安全クラブ「モンキークラブ」を通じての交通安全教育に重点を置いて取り組むほか、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、紙芝居や視聴覚機材等を利用したり、親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

市及び関係機関・団体は、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた

幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、「モンキークラブ」の結成率の向上と活動の活性化を図るとともに、講師の派遣等を通じ、幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。また、交通指導員による幼児に対する通園時の安全な行動の指導、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

(2) 小学生に対する交通安全教育の推進

(教育部 市民部 都市計画部 交通安全協会)

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、学級活動・児童会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

小学校における交通安全教育を推進するため、教職員を対象とした交通安全研修会及び心肺蘇生法の実技講習会を実施する。

市、関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催する。

さらに、交通指導員や子どもの安全見守りボランティア等による通学路における児童に対する安全な行動の指導、児童の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

(3) 中学生に対する交通安全教育の推進

(教育部・都市計画部)

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるととも

に、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、学級活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

中学校における交通安全教育を推進するため、教職員を対象とした交通安全研修会及び心肺蘇生法の実技講習会を実施する。

市、関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

(4) 高校生に対する交通安全教育の推進 (都市計画部 教育部 市民部)

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標としている。

高等学校においては、県教育委員会と連携のうえ、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行うよう促す。

特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図るよう促す。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相

当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進と交通安全活動への積極的な参加を促すため、県教育委員会との連携を図る。

(5) 成人に対する交通安全教育の推進

(警察 教育部 市民部 都市計画部 安全運転管理協議会 自動車教習所 大学)

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。

自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努める。また、自動車安全運転センター安全運転中央研修所等の研修施設において、高度な運転技術、指導方法等を身に付けた運転者教育指導者の育成を図る。

また、社会人を対象とした学級・講座等における交通安全教育の促進を図るなど、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関・団体、交通指導員等による活動を促進する。

大学生・専修学校生等に対しては、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育の充実に努める。

(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進

(警察 福祉事務所 市民部 都市計画部 交通安全協会 老人クラブ連合会)

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者及び自転車利用者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者の危険行動を理解させること、あわせて、高速道路の逆走や歩道・歩行者専

用道路への進入などによる重大事故を防止するため、道路や交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識を習得させることを目標に次の方針により実施する。

(ア)高齢者に対する交通安全教育を推進するため、市、警察等は、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発等、指導体制の充実に努めるとともに、老人クラブ及びふれあい・いきいきサロン等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

(イ)大分市老人クラブ連合会、交通指導員、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。

特に、運転免許を保有しないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域ぐるみで確保されるように努める。

この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努める。

(ウ)高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努める。

(エ)電動車いすを利用する高齢者に対しては、電動車いすの製造メーカー等で組織される団体等と連携して、購入時等における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに、継続的な交通安全教育の促進に努める。

(オ)地域における高齢者の交通安全意識を高揚するため、高齢歩行者の交通事故多発地域に所在する老人クラブやふれあい・いきいきサロンを対象とした安全運転教育を実施するほか、交通安全母の会を始めとして、地域及び家庭において適切な助言等が行われるよう、高齢者を中心に、子ども、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

(7) 障がい者に対する交通安全教育の推進

(警察 福祉事務所 市民部)

障がい者に対しては、県が行う身体障害者相談員・知的障害者相談員合同研修会や

障がい団体等が行う各種の研修会等を活用し、きめ細かい交通安全教育を推進する。

また、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所、地域活動支援センター、視聴覚障害者情報提供施設など障がい者が日頃利用する身近な場所における教育機会の提供に努める。

(8) 外国人に対する交通安全教育の推進 (警察 市民部 大学 高校 事業所)

外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進するとともに、最近の国際化の進展を踏まえ外国人向けの教材の充実を図り、効果的な交通安全教育に努める。

また、留学生が在籍する大学や高等学校、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人が参加する交通安全講習会等の積極的な開催を促進する。さらに、外国人向けのパンフレット・教材等を作成し、大学・企業やホテル等を通じて外国人に配布し、交通安全知識の普及を図る。

第2節 効果的な交通安全教育の推進 (警察 市交通安全推進委員会 交通安全協会)

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするために、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣、情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保・教材等の充実、映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど、効果的な教育手法の開発・導入に努める。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるように努める。

第3節 「ちょっと長めの車間距離ゆとり運転運動」の推進

(警察 市交通安全推進委員会 交通安全協会 安全運転管理協議会)

長めの車間距離を保つことで前方の視野を広げ、自動車、自転車、歩行者等の早め

の発見や交差点等での安全確認・危険予測を余裕を持って行うことで、思いやり、譲り合い、優しさなどの気持ちに基づく運転マナーの向上や交通事故を未然に防止する効果が期待できる。よって、広く市民に対し、「長めの車間距離を保持したゆとりある運転」を展開し、市民意識に訴えかける運動を推進する。

また、本市においては、交通事故に占める追突事故の割合が全事故の半数近くを占め、交通事故総量増加の要因となっている。

今後、追突事故を抑止して交通事故総量を抑制するため、追突事故防止に効果のある「3秒の車間距離」の保持について、関係機関・団体、交通指導員等と連携を図り、市民に更なる周知と定着を図るための活動を展開する。

第4節 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 交通安全運動の推進（警察 市交通安全推進委員会 交通安全協会 安全運転管理協議会）

市民一人一人に広く交通安全指導の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、四季の交通安全運動等において、「おこさずあわず 事故ゼロ運動」を年間スローガンとした交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

(ア)本運動の推進母体である大分市交通安全推進委員会等においては、構成機関・団体が相互に連携して、運動を組織的・継続的に実施するとともに、子どもから高齢者まであらゆる世代への参加を求め、真に市民総ぐるみの運動として展開する。

(イ)交通安全運動の運動重点としては、高齢者の交通事故防止、子どもの交通事故防止、「ちょっと長めの車間距離でゆとり運転運動」の推進、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、夜間（特に薄暮時）における交通事故防止（「早めのヘッドライト点灯」及び「ライトアップ走行」）、自転車の安全利用の推進、飲酒運転の根絶等、本市の情勢に即した重点を設定する。

(ウ)期間を定めて行う運動としては、「春・秋の全国交通安全運動」のほか、「おおいた夏の事故ゼロ運動」、「おおいた冬の事故ゼロ運動」を実施する。

さらに、交通死亡事故が多発し又は多発するおそれのあるときは、抑止のための緊急対策を交通安全運動に準じて実施する。

(エ)交通安全運動の盛り上げを図るため、交通安全大会等を開催する。なお、交通死

亡事故が多発した場合等においても同種大会を開催し、地域住民の交通安全意識の高揚に努める。

(4)交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く市民に周知することにより、住民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、事故実態、住民や交通事故被害者のニーズ等を踏まえた実施内容とする。

さらに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通指導員の参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

また、事後に、運動の効果を検証・評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配慮する。

(2) 自転車の安全利用の推進 (警察 都市計画部 教育部 市民部 交通安全協会)

自転車は本来車両であること、道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「自転車安全利用五則」(平成19年7月10日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性等についての周知・徹底を図る。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を加速化する。

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材の取付けを促進する。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児を二人同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進する。

幼児・児童の保護者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童の着用の徹底を図るほか、高齢者や中学・高校生等、他の年齢層の自転車利用者に対し、ヘルメットの着用を促進する。

(3) 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

(警察 市民部 交通安全協会)

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

このため、市・関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて積極的に着用徹底の啓発活動を展開する。

(4) チャイルドシートの正しい使用の徹底 **(警察 市民部 交通安全協会)**

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園・保育所(園)、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組みを強化する。

また、幼児の保護者等に対する指導・助言・情報提供等の充実を図る。

なお、6歳以上であっても、体格等の状況によりシートベルトを適切に着用させることができない子どもにはチャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努める。

(5) 反射材用品等の普及・促進 **(警察 市民部 交通安全協会)**

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進する。反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、関係機関・団体と連携し参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、反射材用品等の普及・促進を図る。

反射材用品等の普及に際しては、全年齢層を対象とするが、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特に、その普及の促進を図る。

また、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能等を有する製品についての情報提供に努める。

(6) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 **(警察 市民部 交通安全協会 安全運転管理協議会)**

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するために交通安全教育や広報啓発を引続き推進するとともに、交通指導員や安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域ぐるみで飲酒運転根絶に向けた取組みを進め、市民の規範意識の確立を図る。

また、地域の実情に応じ、アルコール依存症に関する広報啓発を行うとともに、相談、指導及び支援につながるよう、関係機関・団体が連携した取組みの推進に努める。

さらに、「大分県飲酒運転根絶に関する条例」等、大分県で取り組んでいる飲酒運転根絶に向けた施策については、他の自治体における施策実施に当たっての参考となるよう、積極的な情報共有を図っていく。

(7) 危険ドラッグ対策の推進

(警察 大分市保健所)

麻薬・覚醒剤乱用防止運動のポスター等に危険ドラッグに関する内容を盛り込んで市町村等へ配布するとともに、教育機関等へ薬物の専門家を派遣し、啓発活動を行う等、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図る。

(8) 効果的な広報の実施

(警察 市民部 交通安全協会 安全運転管理協議会)

交通の安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、携帯端末、インターネット、街頭ビジョン等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者等の声を取入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の挙がる広報を次の方針により行う。

(ア)家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、高齢者の交通事故防止、子どもの交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、若者の交通事故防止、違法駐車等の排除等を図る。

(イ)交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、市、学校、町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め、子ども、高齢者等を交通事故から守るとともに、飲酒運転を根絶し、暴走運転、無謀運転等を追放する。

(ウ)民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、市、警察など関係機関は、交通の安全に関する資料・情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と

協力を求め、市民一人ひとりの交通安全意識の盛り上がりを図る。

(9) 自動車事故を防止するための取組み支援（安全運転推進事業の実施）

（警察 市民部 交通安全協会 安全運転管理協議会）

安全運転に関する知識・運転技術等の向上を図る講習等の開催や受講の促進の観点から、安全運転推進事業の確実な実施を図る。

(10) その他の普及啓発活動の推進（警察 市民部 交通安全協会 安全運転管理協議会）

(ア)高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について科学的な知見に基づいた広報を積極的に行う。また、高齢運転者に対して高齢運転者標識（高齢者マーク）の普及・活用を図るとともに、他の年齢層に高齢運転者標識を取付けた自動車への保護意識を高めるように努める。

(イ)薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあり、その原因は前方不注視によるものが多いことから、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして早めのヘッドライト点灯（自動車・自転車の前照灯の早期点灯）を促すとともに、こまめな切替えで走行用前照灯（ハイビーム）の活用を促進する。

あわせて、歩行者に対しては、夕暮れ時や夜間に外出する際の反射材の着用を促進する。

(ウ)市民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、インターネット等を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供に努める。

(エ)自動車アセスメント情報や安全装置の有効性、自動車の正しい使い方、点検整備の方法に係る情報、交通事故の概況等の情報を総合的な安全情報としてとりまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車製作者等の情報の受け手に応じ適時適切に届けることにより、関係者の交通安全に関する意識を高める。

(オ)学識経験者の参加による討議等により、交通安全活動に新しい知見を与え、交通安全意識の高揚を図ることを目的とした各種会議を開催する。

第5節 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

(市交通安全推進委員会 交通安全協会 安全運転管理協議会)

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、交通安全運動等の機会を利用して働きかけを行う。

そのため、大分市交通安全推進委員会等の構成団体を中心として、定期又は随時に連絡協議会等を開催し、必要な情報交換を行うとともに、交通安全に関する意思統一を図る。

また、交通指導員といった交通ボランティア等に対しては、研修会の開催等資質の向上に資する援助を行うことなどにより、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進する。

特に、民間団体・交通指導員等が主体となった交通安全教育・普及啓発の促進を図るため、交通安全教育の指導者を育成するためのシステムの構築及びカリキュラムの策定に努める。

第6節 住民の参加・協働の推進 (警察 教育部 市民部 交通安全協会 自治会)

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等の住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。

このような観点から、安全で良好なコミュニティ形成を図るため、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」を作成したり、交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような仕組みを作ったりするほか、その活動において、当該地区に根ざした具体的な（目標を設定するなどの）交通安全対策を推進する。